

定款、規約変更のサンプル

第〇章 総 会

(代 理)

- 第〇条 総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本法人に提出しなければならない。
- 2 当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

- 第〇条 社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に本法人に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。
- 2 社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本法人に提供し、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。

選挙細則変更のサンプル

(選挙の投票)

- 第〇条 選挙は有権者の投票によって行う。ただし、立候補者が当選数と同数もしくはそれ以下のときは無投票当選とする。
- 2 立候補者に対して行う選挙の投票方法は選挙管理委員会が別途定める。
 - 3 選挙管理委員会が別途定める投票方式においては、郵送によるもののほか、ファックスによるもの、電子媒体を利用したものを認めることができる。
 - 4 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送もしくはファックス、電子媒体を用いた投票をしなければならない。ただし、郵送の場合には、選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。
 - 5 ファックスによる投票、電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票用紙の一部もしくは投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとる。
 - 6 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報とは投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。